

令和8年度
市単独事業

最上山公園草刈業務

実施設計書

見積設計書

業務番号 宍建住委第080011号

公園名 最上山公園

履行箇所 宍粟市山崎町元山崎地内 他

業 種

実施



宍 粟 市

総括情報表

頁0-0001/0006

単価適用年月日	00-08.06.01(0)		
	今 回		前 回
工種区分（治山林道） 施工地域区分 前払区分 契約保証費用 週休2日補正	06 森林整備B 26 補正無し 02 補正なし 1.00 02 計上しない 05 対象外		

工事費内訳書

頁0-0002/0006

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
森林整備							
保育工							
直接工事費計				式			工種 第0001号明細表
共通仮設費計							
共通仮設費率分							
				式			
純工事費計							
現場管理費							
				式			
工事原価計							

工事費内訳書

頁0-0003/0006

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
一般管理費等											
工事価格計					式						
消費税相当額											
総 計					式						

保育工

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

頁0-0004/0006

名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
保育工						
下刈						
下刈 全刈り						
		4.2	ha			
集草						
		820	m2			
合 計						
		1	式			

施工単価表

施工 第0 -0001号内訳表

頁0-0005/0006

下刈

[規格1]全刈り		[規格2]	[摘要]			1	ha	当り
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
特殊作業員			人			1		
普通作業員			人			1		
諸雑費			%			#01		
単 位 当 り		1	ha					
A 作業区分 B 回数による補正			=1 =1	全刈り 1回目				

集草
[規格1]

[規格2]

積算単価算出表

施工 第0 -0002号内訳表

頁0-0006/0006
m2 当り

[摘要]

1

標準単価	代表機材規格			構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K									
	R1		普通作業員				普通作業員			
	R									
	Z									
							計			
	積算単価	=								

数 量 表

図面番号	場所及び面積(m ²)	合計面積(m ²)
1/3	①千畳敷、百畳敷周辺 12,400	12,400
	②もみじ山周辺 22,200	22,200
	③展望台周辺 300	300
2/3	④児童公園周辺 (北側) 1,000 (南側) 820 ※集草あり	1,820
3/3	⑤篠の丸城跡、登山口周辺 (篠の丸城跡) 5,000 (登山口周辺) 250	5,250
	合 計	41,970

特記仕様書

業 務 名 最上山公園草刈業務

履行場所 宍粟市山崎町元山崎地内 他

履行期間 契約日の翌日から令和8年9月30日まで

第1条 適用

本業務の実施にあたっては、設計書、図面によるほか、「森林土木工事共通仕様書」、「森林整備保全事業工事標準仕様書」、「土木請負工事必携」、「土木工事施工管理基準」及び本特記仕様書によるものとする。

第2条 一般事項

受託者は実施に先立ち、現地との整合性を確認し、疑義が生じた場合は、確認できる資料を書面により提出し、監督員と協議の上処理するものとする。

第3条 業務内容

1. 草刈方法は全刈りを原則とし、笹、雑草、灌木、つる等植栽木の生育に支障となる地被物を地際から刈り払わなければならない。
2. 作業区域内より刈り払った飛石や草等が、民家等隣接地に入らない（落ちない）ようにすること。
3. 草刈作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈り払いには、植栽木の根元に草刈鎌、草刈機の刃部が向かないよう植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。
4. 笹、雑草等の繁茂が著しい所では、先に植栽木の周囲を刈り払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈り払いを行わなければならない。
5. 刈り払い物は、公園利用に支障がない場所に存置すること。遊歩道、駐車場、その他公園利用に支障のある場所等へ散在した場合は、刈り払い物を取り除かなければならない。
6. 植栽木に巻きついているつる等は切断し、樹木に損傷がないように取り除かなければならない。
7. 植栽木の損傷が著しい部分を発見した場合は、位置や状況を監督員に報告すること。

第4条 地元への対応

1. 受託者は本業務を実施するにあたり、事前に自治会長等の関係者に周知すること。
2. 業務実施箇所、資材置き場、資材運搬路等に隣接する土地所有者とトラブルのないよう現地立会し、十分協議すること。また、業務用地以外の区域へ立入りする場合及び草木等の伐採を必要とする場合には、必ず所有者の承諾を得るものとする。

第5条 環境対策

1. 業務実施により発生する公害は、環境基準を厳守し万全の対策・処置を講じること。
2. 万一地元及び第三者から苦情があった場合は、受託者で責任を持って処理すること。

第6条 写真管理

着手前に現場調査を行うとともに現況写真を撮り、作業前後の対比ができる書類を作成すること。

第7条 詳細図等の作成

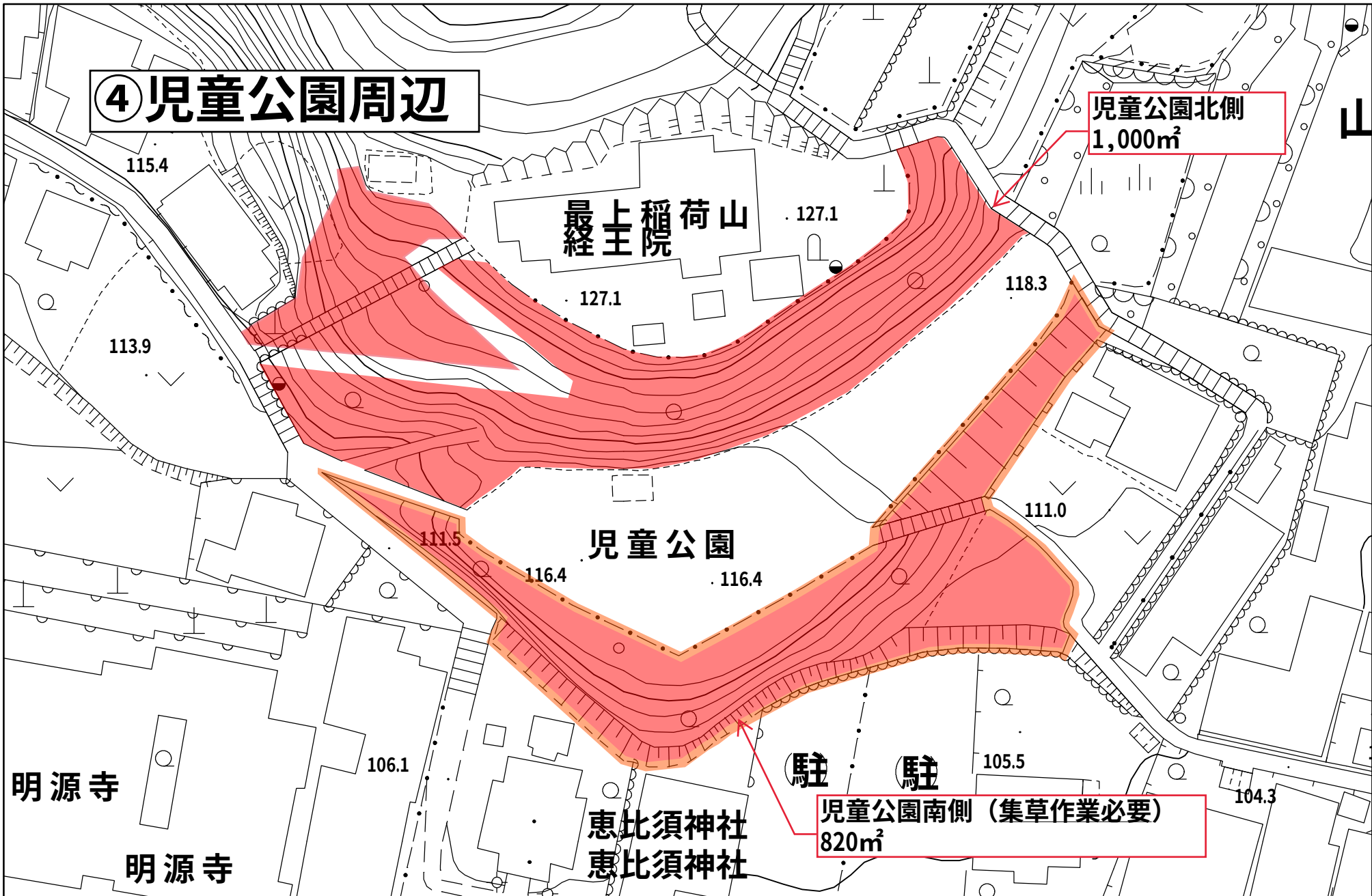
変更および追加による図面は、監督員と協議の上、受託者が全て作成すること。（設計変更に使用できる図面と数量を提出すること。）

第8条 業務標示板等

公園内での作業となるため、作業を実施していることが周囲に分かる表示看板等を設置し、公園利用者に十分注意して実施すること。

第9条 その他

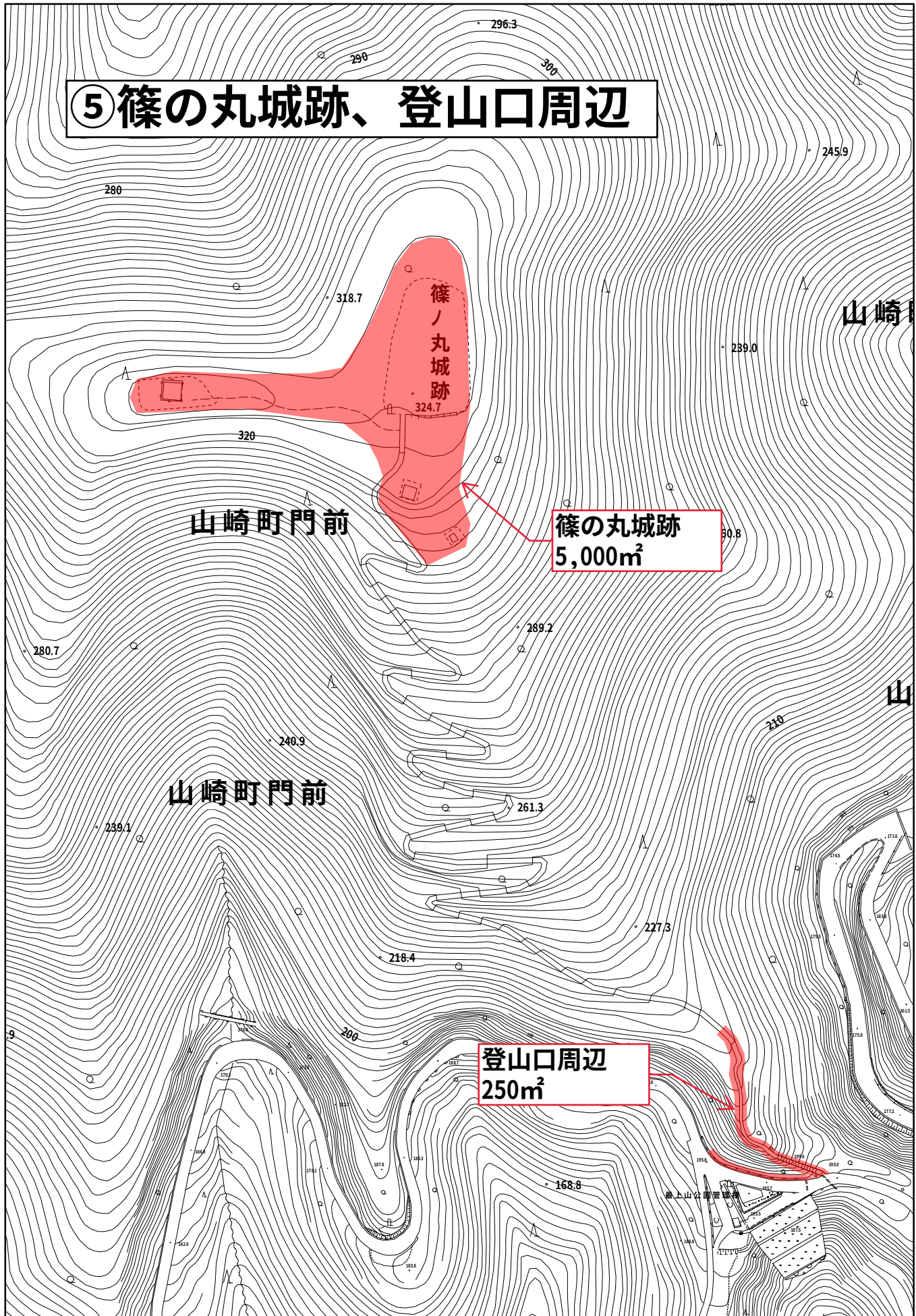
1. 監督員と協議・打合せした内容については、書類にて監督員に提出するものとする。
2. 公園利用者等に危険のないよう十分注意して実施すること。また、必要に応じて立入禁止等の措置をとり、事前に監督員に報告すること。
3. 業務車両等によって道路や進入路等に損傷が生じた場合は、その都度、原型復旧すること。
4. 人身事故、災害または第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、速やかに監督員に報告すること。
5. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。



穴栗市	縮尺	委託名	最上山公園草刈業務	図面番号	2
	1/500	図面名称	平面図		3



⑤篠の丸城跡、登山口周辺



	宍粟市	縮尺	委託名	最上山公園草刈業務	図面番号	3
		1/2000	図面名称			3